

茨城県報

号外第 8 6 号

平成 5 年 6 月 24 日

木 曜 日

目 次

規 則

- 茨城県都市計画法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1
- 茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則（ “ ）…………… 3

規 則

茨城県規則第52号

茨城県都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 5 年 6 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

茨城県都市計画法施行細則（昭和45年茨城県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第11条の 2 を第11条とし、第11条の 3 を第11条の 2 とする。

別表中

開発行為許可申請手数料

- (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積に応じ次の額
- | | |
|-------------------------|------------|
| 0.1 ヘクタール未満 | 7, 000 円 |
| 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 | 17, 000 円 |
| 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 | 35, 000 円 |
| 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満 | 70, 000 円 |
| 1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満 | 100, 000 円 |
| 3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満 | 140, 000 円 |
| 6.0 ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満 | 170, 000 円 |

	10.0ヘクタール以上	240, 000 円	を
(2) (1)以外の開発行為の場合であって、開発区域の面積に応じ次の額			
	0.1 ヘクタール未満	70, 000 円	
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	100, 000 円	
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	160, 000 円	
	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	210, 000 円	
	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満	310, 000 円	
	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満	410, 000 円	
	6.0 ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満	530, 000 円	
	10.0ヘクタール以上	710, 000 円	

開発行為許可申請手数料

(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合にあつては、開発区域の面積に応じ次の額			
	0.1 ヘクタール未満	7, 000 円	
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	17, 000 円	
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	35, 000 円	
	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	70, 000 円	
	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満	100, 000 円	
	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満	140, 000 円	
	6.0 ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満	170, 000 円	
	10.0ヘクタール以上	240, 000 円	
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合にあつては、開発区域の面積に応じ次の額			に、
	0.1 ヘクタール未満	10, 000 円	
	0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満	24, 000 円	
	0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満	52, 000 円	
	0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満	98, 000 円	
	1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満	160, 000 円	
	3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満	220, 000 円	
	6.0 ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満	270, 000 円	

	10.0ヘクタール以上 380,000 円 (3) (1)及び(2)以外の場合にあっては、開発区域の面積に応じ次の額 0.1 ヘクタール未満 70,000 円 0.1 ヘクタール以上 0.3 ヘクタール未満 100,000 円 0.3 ヘクタール以上 0.6 ヘクタール未満 160,000 円 0.6 ヘクタール以上 1.0 ヘクタール未満 210,000 円 1.0 ヘクタール以上 3.0 ヘクタール未満 310,000 円 3.0 ヘクタール以上 6.0 ヘクタール未満 410,000 円 6.0 ヘクタール以上 10.0ヘクタール未満 530,000 円 10.0ヘクタール以上 710,000 円	
開発許可を受けた地位の承継の承継申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、自己の住居の用に供する住宅若しくは住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものである場合 1,400 円 (2) (1)以外の場合 14,000 円	を
開発許可を受けた地位の承認の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,400 円 (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,200 円 (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 14,000 円	に

改める。

様式第 6 号「(B 5 版)」を削る。

付 則

この規則は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。

~~~~~

#### 茨城県規則第 53 号

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 5 年 6 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県建築関係許可等手数料徴収規則（昭和 31 年茨城県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 15 号を第 17 号とし、第 14 号を第 16 号とし、第 13 号を第 14 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(15) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 150, 000 円

第 1 条中第 12 号を第 13 号とし、第 7 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 建築物の敷地面積の許可申請手数料 150, 000 円

付 則

この規則は、平成 5 年 6 月 25 日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）
（休日の場合は繰下発行）（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)